

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	クラウドストレージサービス (Box) の利用に係る外部結合について (情報項目の追加)
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号 (外部結合)

(担当部課：総合政策部区政情報課、情報戦略課、
みどり土木部交通対策課)

事業の概要

事業名	クラウドストレージサービスの導入による個人情報の流出事故防止
担当課	区政情報課、情報戦略課、交通対策課
目的	クラウドストレージサービス（Box）（以下「Box」という。）を導入することで、外部記録媒体（CD-R やUSB メモリなど）（以下「記録媒体」という。）の紛失による個人情報の流出事故防止やデータ共有・交換における事務の効率化を図る。
対象者	資料13-1の手続きの申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、区では、委託事業者などとの間で個人情報を含むデータの受渡しを行う際は、記録媒体を用いたデータの受渡しを多く行っている。その記録媒体は、パスワードを設定するなど一定のセキュリティ対策を講じているものの、持ち運びや保管の過程で紛失するリスクが常にあり、個人情報の流出事故につながる恐れがあった。</p> <p>こうした課題を踏まえ、委託事業者などとの間で個人情報を含む記録媒体の受渡しをしている事業について、今後は、より高い安全性を確保できる Box を活用したデータの受渡しに変更する場合は、区政情報課が一括して管理運営会議への付議を行うこととなった。（令和6年度第12回個人情報保護管理運営会議承認済）</p> <p>については、今まで記録媒体での受け渡しをしていた事業について、今後は Box を活用したデータの受渡しに変更するものを個人情報保護管理運営会議に一括して付議することとする。</p> <p>このたび、取り扱う個人情報項目が追加となったため、管理運営会議への付議を行う。（Box へのデータの受け渡しについては令和7年第10回個人情報保護管理運営会議承認済）</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>Box による受渡しに変更する資料13-1の手続について、LGWAN 回線を利用し、区のイントラネット端末との外部結合を行う。</p> <p>※個人情報の流れは、資料13-2のとおり</p>

件名 クラウドストレージサービス (Box) の利用に係る外部結合について

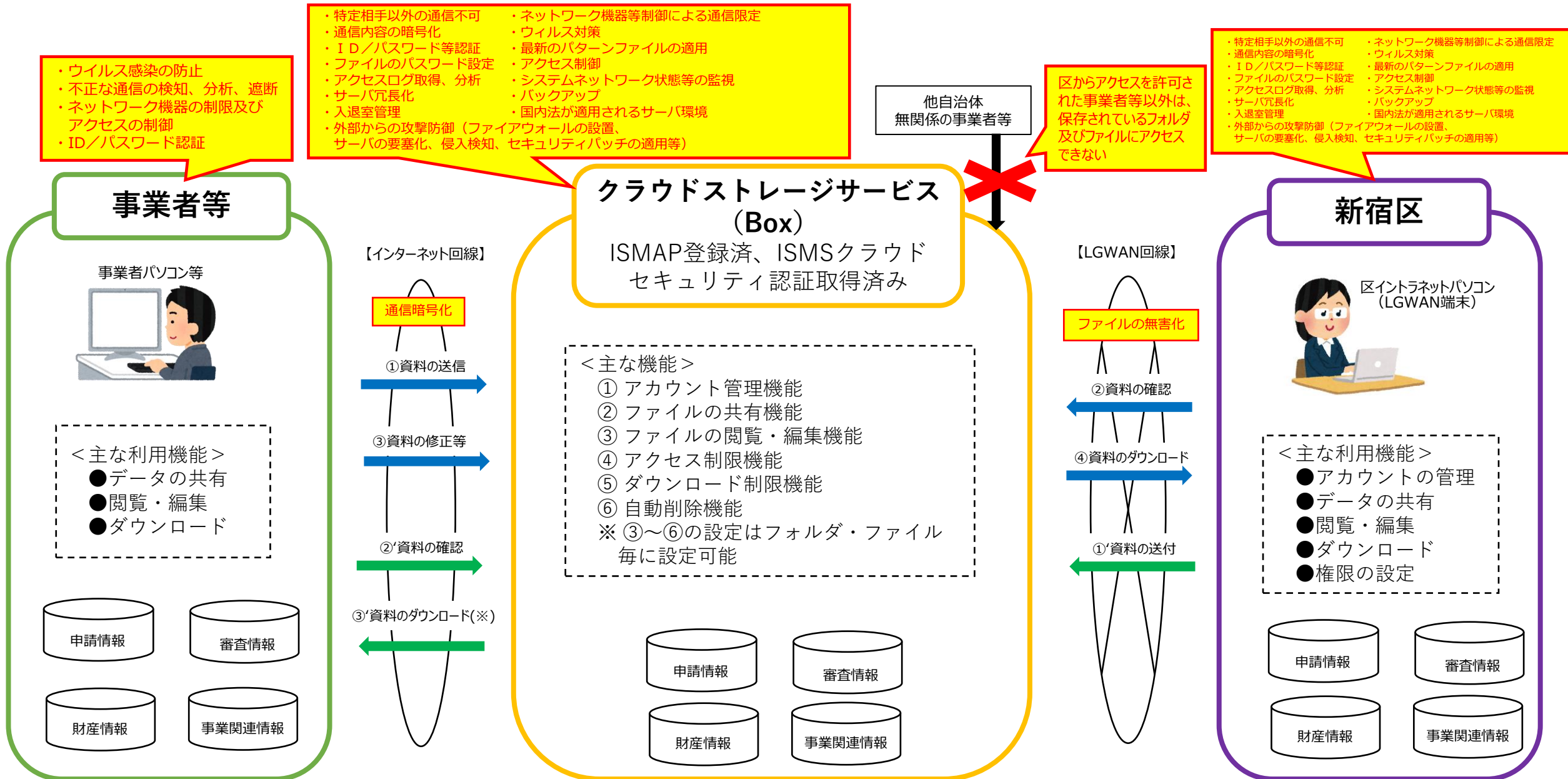
※太字ゴシック(下線)が、令和7年度第10回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	区政情報課、情報戦略課、交通対策課
登録業務の名称	追加する手続(登録業務)は、資料13-1のとおり
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料13-1のとおり
結合の相手方	株式会社Box Japan (ISMAP登録済、ISMSクラウドセキュリティ認証取得済み)
結合する理由	当該システムは区でもすでに利用していることに加え、内閣官房や文部科学省などでも利用されており、高品質なサービスやセキュリティを廉価な提供を実現しているため。また、同システムを活用することで、記録媒体の紛失による個人情報の流出事故の防止やデータ共有・交換における事務の効率化を図ることができるため。
結合の形態	区はLGWAN回線を利用して、当該システムが提供されるクラウドサーバと区のイントラネット端末を接続する。 なお、事業者側はインターネット回線から同一のクラウドストレージの利用ができる。
結合の開始時期と期間	令和8年5月22日から令和9年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

【変更手続及び情報項目】※赤字の部分が、今回の付議事項。

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	付議内容
1	交通対策課	総合自転車対策業務	放置撤去車両の自転車防犯登録番号、原動機付自転車標識番号及び車体番号、保管車両所有者の氏名、住所及び電話番号、保管自転車の盗難届出情報、保管車両返還希望者の氏名、住所及び電話番号、 コールセンター問合せ者の氏名、住所及び電話番号	委託事業者へ警察等から提供された保管車両所有者の情報を受け渡すため 放置撤去自転車等の管理のため 自転車対策業務に関する問合せや意見等を管理するため

クラウドストレージサービス (Box)に係る個人情報の流れ



※区がアップロードしたファイルの編集権限、ダウンロード制限はファイル毎に可能

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。